

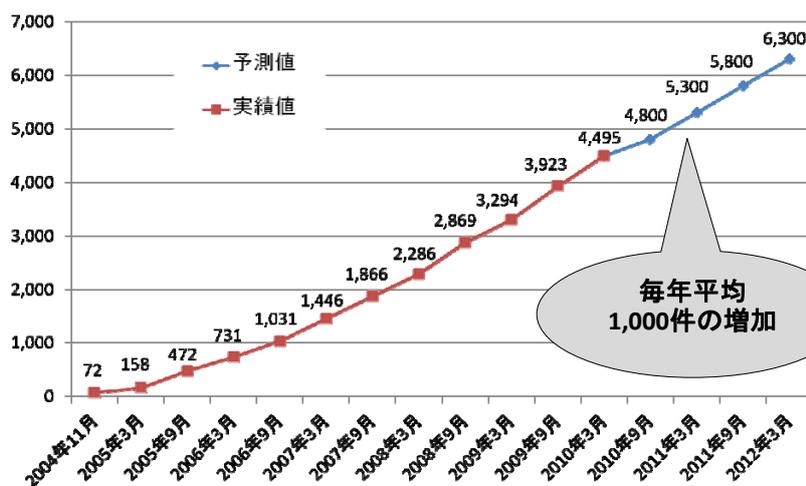
# エコアクション21 ガイドライン改定のポイントとそ れに伴う認証・登録制度におけ る変更点

主催：エコアクション21地域事務局

共催：(財)地球環境戦略研究機関 持続性センター  
エコアクション21中央事務局

1

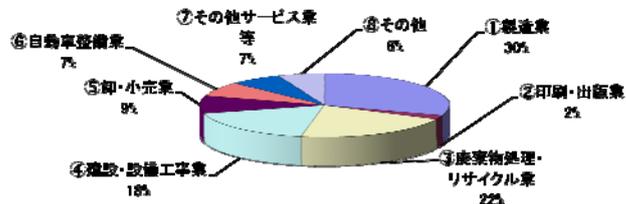
## 1. エコアクション21認証・登録制度の現状 エコアクション21認証・登録数の推移



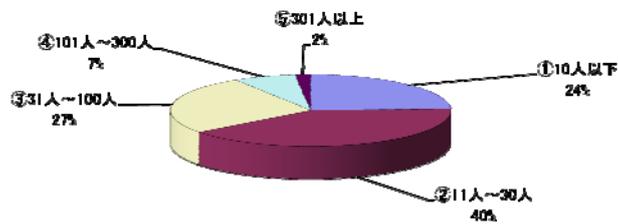
2

## エコアクション21 認証・登録事業者の業種別割合と規模

### (1) 業種別割合



### (2) 規模(従業員数)



2010年5月末現在

3

## 2. エコアクション21ガイドライン策定の経緯

### 第1期: 環境活動評価プログラム

1995年	環境省が、中小企業向けの環境への取組を促進するためのプログラムについての検討を実施
1996年9月	環境省が、中小企業向けの環境活動促進のためのプログラム「環境活動評価プログラム」策定

### 第2期: 新制度の検討

2002年度	環境省が「環境活動評価プログラム(エコアクション21)」のあり方に関する検討会設置(検討会は、認証・登録制度の創設を提言)
2003年8月	環境省が、「エコアクション21(環境活動評価プログラム)—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—2003年度試行版」を策定
2003年度	環境省が、上記試行版による審査及び認証・登録に関するパイロット事業実施、参加企業は約200社

4

## 2. エコアクション21ガイドライン策定の経緯

### 第3期：認証・登録制度

2004年3月	環境省が、パイロット事業の結果を踏まえ「エコアクション21—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—2004年版」を策定
2004年10月	財団法人地球環境戦略研究機関に持続性センター（エコアクション21中央事務局）を設置。エコアクション21認証・登録制度を開始
2006年9月	認証・登録事業者数が1,000事業者を突破
2007年11月	認証・登録事業者数が2,000事業者を突破
2008年10月	認証・登録事業者数が3,000事業者を突破
2009年2月	環境省が、「エコアクション21ガイドライン改訂検討委員会」を設置（検討委員会は、学識経験者、事業者、自治体、審査人、中央事務局関係者等により構成され、第3章環境経営システムについては、別途、学識経験者、審査人等からなるワーキング・グループを設置し、より専門的に審議を行った。また、改訂案については、パブリック・コメントを実施し、約350の意見が寄せられ、それらを踏まえて改定が行われた。）
2009年11月	環境省が、「エコアクション21ガイドライン2009年版」を策定、公表

5

## 3. エコアクション21の環境政策上の位置付け

環境基本計画—環境から拓く新たなゆたかさへの道—  
（平成18年4月7日閣議決定）

『21世紀環境立国戦略』（平成19年6月1日に閣議決定）

平成20年度環境省重点施策「平成20年度環境省財政投融资」

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）第11条2項  
（平成17年4月1日施行）

環境報告ガイドライン 2007年版（環境省2007年6月策定）

産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度  
（平成17年4月施開始）

6

#### 4. エコアクション21ガイドライン改訂の方向性

ガイドラインの「わかりやすさ」と、事業者の環境への取組と環境経営システムの「質」の向上を図る

- ・中小事業者にもよりわかりやすく、理解しやすいガイドラインとするため、全体構成、用語の使い方、表現方法等に配慮
- ・持続可能な社会の構築に向けて、エコアクション21がより貢献するために、また事業者の環境経営をさらに推進するために、環境経営システムの要求事項及び環境活動レポートの要求事項等を見直し・追加
- ・エコアクション21に自主的・積極的に取り組む事業者を評価するための認証・登録制度について、ガイドラインの中で位置付けを明確化

7

#### 5. ガイドラインの主な改訂のポイント

##### (1) 名称

###### 2004年版:

4つのパートで構成。4つのパートの中に、環境経営システムガイドラインと環境活動レポートガイドラインという2つのガイドラインを組み込み

###### 2009年版:

全体を一つのガイドラインとみなし、表題を「エコアクション21ガイドライン2009年版」と変更

##### (2) 全体構成

第2章として「エコアクション21の認証・登録制度の概要」を新たに加え、認証・登録制度を明確に位置づけた。併せて理解しやすいように、全体の構成も変更した。

8

## 5. ガイドラインの主な改訂のポイント

### (3) 環境経営システムの要求事項

- ① 環境経営システムの項目に「取組の対象組織・活動の明確化」を加え、12項目から13項目に
- ② 把握すべき環境負荷項目として、「化学物質使用量(化学物質を取り扱う事業者の場合)」を必須として追加
- ③ 環境目標を策定する項目として3項目を必須として追加
  - ・化学物質使用量の削減(化学物質を取り扱う事業者の場合)
  - ・グリーン購入
  - ・自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する環境配慮
- ④ 規模が比較的大きな組織においては、推奨事項の一部を要求事項とし、「規模が比較的大きな組織を対象にした要求事項」として新設

9

## 5. ガイドラインの主な改訂のポイント

### (4) 環境活動レポートの要求事項

これまで解説に記載していた項目を含め、5点(組織概要、対象範囲、環境活動計画における次年度の取組内容、環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、代表者による全体評価と見直しの結果)を要求事項として追加し、5項目から9項目に

### (5) 自己チェックシートの見直し

- ・負荷の自己チェックシート  
個表の順番の変更、項目及び係数の見直し 等
- ・取組の自己チェックシート  
内容の全面的見直し、業種特有の取組みについては業種別ガイドラインへ移行することとし、取組による効果を記載した 等

10

## 6. 第3章 環境経営システムの主な改定の内容

### (1) 取組の対象組織・活動の明確化(新規要求事項)

エコアクション21は、事業者の「環境への取組」を普及促進させることが目的であり、形式的な認証取得のみを目的として一部で取組を行うことは、その目的にそぐわないことから、**全組織・全活動を対象**として全社的に、エコアクション21に取り組むことを要求事項として追加。

ただし、段階的に対象組織を拡大することは認める。

※エコアクション21に取り組むにあたり、対象とする組織及び対象とする活動の両方を称して取り組みの「**対象範囲**」という。

11

## 6. 第3章 環境経営システムの主な改定の内容

### (2) 環境への負荷の把握において、**化学物質使用量**(化学物質を取り扱う事業者の場合)を必須項目として追加(新規要求事項)

- ・製造、加工、修理等の工程及び製品等の原材料で **化学物質(化学物質を含む製品)を取り扱う事業者**と **並びに販売する事業者**が対象である。
- ・把握する化学物質は**PRTR制度対象物質**である。
- ・事業者が**PRTR制度に該当するか否かに関わらず**、PRTR制度対象物質を使用している場合は、**少量であってもその使用量を把握**する。
- ・ただし、化学物質を含む製品で、例えば生活系の洗剤や殺虫剤といった事業活動に係わらないものは対象外。

12

## 6. 第3章 環境経営システムの主な改定の内容

### ◆化学物質使用量の把握方法(別表1)

- ・製造、加工、修理等の工程及び原材料等で化学物質を含む製品を扱う事業者は、製品に含まれる化学物質の使用量を把握する。原材料以外の主な化学物質を含む製品とは、洗浄剤、インク、グリス、塗料等。
- ・使用量は、年間購入量から期末の保管量を差し引いた量であるが、把握が難しい場合は購入量でもよい。可能な場合は、備考欄に保管量を記載する。
- ・把握する化学物質は、原則としてPRTR制度対象物質。
- ・化学物質使用量の把握方法は、化学物質を含む製品について、容器に記載された成分表をもとに対象となる化学物質の製品中に含まれる量を把握する。成分表が記載されていない、または情報が不十分な場合は、製造元や卸売業者、小売業者にMSDSを請求し、それをもとに製品中の化学物質含有量を把握する。把握した化学物質含有量に製品の年間使用量を掛けると、化学物質の年間使用量が算出できる。

13

## 6. 第3章 環境経営システムの主な改定の内容

### (3)環境目標の策定において、次の3つの取組を必須項目として追加(新規要求事項)

#### ①化学物質の使用量の削減 (化学物質を取り扱う事業者)

- ・化学物質使用量削減目標については、その使用量が極めて少ない、取引先や親会社等から製品の仕様が決められており、自らの判断で削減することができないなどの場合は、環境目標の策定は行わず、化学物質を適正に管理していることを定期的に確認するといった維持管理でもよい。

14

## 6. 第3章 環境経営システムの主な改定の内容

### ②グリーン購入

### ③自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する項目

これまでのEMSの取組は、どちらかといえば事業所や工場における環境負荷削減に重点を置いてきた。

また、極端に言えば、事業所や工場での環境負荷削減に取り組んでいれば、どんな製品やサービスを製造、販売してきても(環境負荷の高い製品やサービスであっても)認証をしてきた。

さらに、廃棄物のリサイクルに取り組んでいても、その廃棄物等から再生された製品や環境負荷の低い製品の購入には十分に取り組んでこなかった。

これからは、事業者自身が「エコ」であるだけでなく、その製品やサービスも「エコ」である「**ダブルエコ**」が求められる。

さらには、グリーン製品を製造、販売するなら、自らもそのような製品・サービスを積極的に購入することが必要である。

15

## 6. 第3章 環境経営システムの主な改定の内容

### (4)環境目標の推奨事項として「**生物多様性**」に関する取組を追加

自然共生社会(自然の恵みの享受と継承)を図ることが重要となっており、2010年は、国連が定める「国際生物多様性年」であり、この節目の年に開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が名古屋で開催されること等を踏まえ、新たに「生物多様性」に関する取組を推奨事項として追加。

生物多様性に関する具体的取組については、「**環境への取組の自己チェックシート**」に『**生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組**』を新設。

16

## 6. 第3章 環境経営システムの主な改定の内容

### (5) 規模が比較的大きな組織を対象にした、次の2つの取り組みを必須項目として追加(新規要求事項)

#### ①第7項 教育・訓練の実施

- ・教育・訓練の実施結果を記録に残す

#### ②第12項 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防

- ・内部監査を実施する

※「規模が比較的大きな組織」とは、従業員数100人が一つの目安

17

## 7. 第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き

### (1) 二酸化炭素の排出係数について

- ・CO<sub>2</sub>排出量の算定には、国が公表する電気事業者別の排出係数を用いる。  
※電気事業者別排出係数には、実排出係数と調整後排出係数があるが、算定にあたっては実排出係数を用いることとする。
- ・排出係数は、毎年新たな数値を用いるのではなく、原則として一定期間(中長期の目標設定期間等)固定とし、環境目標の管理や経年比較が可能となるようにする。
- ・採用した排出係数は、記録及び環境活動レポートに明記する。

18

## 7. 第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き

### (2)環境負荷の把握項目について

- ・環境負荷の把握項目として、サイト内で循環的利用を行っている物質量(水、原材料等)の把握が追加された。
- ・総製品生産量または販売量は、一般に環境負荷ではないが、全体のマテリアルバランスの観点から把握する。

## 8. 第6章 環境への取り組みの自己チェックの手引き

- ・「別表2 環境への取組の自己チェックリスト」を用いた取組状況の把握は登録審査時は必須(要求事項)であるが、2年目以降は必ずしも実施する必要はない。
- ・2年目以降においては、今後実施していくべき具体的な取組を検討したり、環境活動計画を策定するうえで参考とするなど、使い方については事業者の判断に任せる。

19

## 9. エコアクション21認証・登録制度の変更点

### (1)申込から認証・登録までの手順

- 1)受審事業者は、最寄りの地域事務局又は中央事務局に、所定の書式により、エコアクション21の登録審査(書類審査及び現地審査)を申し込みます。
- 2)担当事務局は、審査人の中立性・独立性・公平性・信頼性に配慮し、エコアクション21審査人倫理規程を踏まえるとともに、過去の審査実績、専門分野及び受審事業者の所在地と審査人の居住地・勤務地等を考慮して、受審事業者の登録審査を担当する十分な力量があると認められる審査人を選定します。
- 3)受審事業者は、希望する審査人がある場合は、審査申込書にその氏名を記すことができます。担当事務局は、審査人の選定にあたり、これを考慮しますが、上記2)により、受審事業者の希望に沿えない場合があります。
- 4)担当事務局は、選定した審査人に連絡し、審査人の了解を得た上で、審査人氏名を受審事業者に通知します。
- 5)選定された審査人は、受審事業者と認証・登録の範囲及び登録審査工数等に関して協議の上、登録審査計画書を作成し、担当事務局の確認を受けた後、受審事業者に送付します。

20

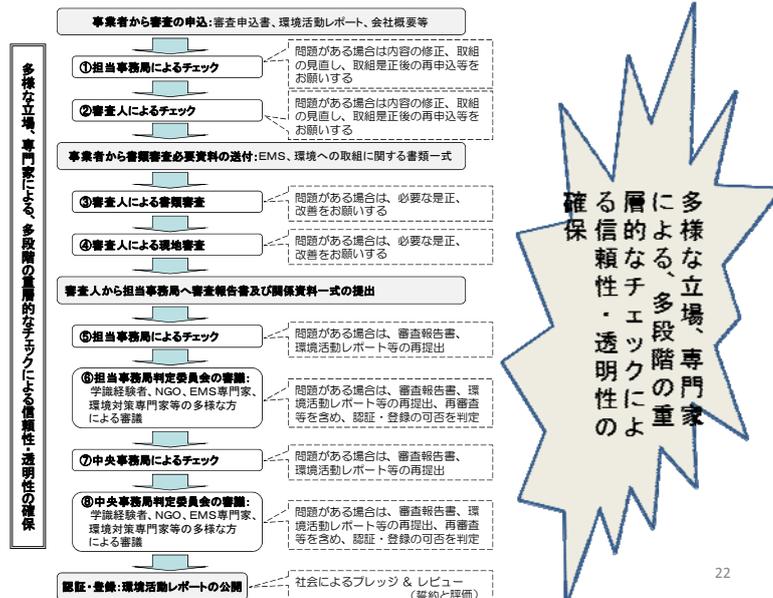
## 9. エコアクション21認証・登録制度の変更点

- 6) 受審事業者は、審査人からの連絡を受けて、審査人に必要書類等を送付し、書類審査を受審します。
- 7) 書類審査の結果、審査人が、現地審査実施前に、必要な指導・助言を行った方が良いと判断した場合は、受審事業者、担当事務局及び審査人の三者の協議及び了解の上、1回に限り、現地予備審査を行います。
- 8) 審査人は、書類審査の結果をエコアクション21書類審査報告書として取りまとめ、受審事業者に送付します。
- 9) 書類審査の結果、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた受審事業者は、審査人による現地審査を受審します。
- 10) 審査人は、現地審査の結果を「エコアクション21登録審査報告書(以下「審査報告書」という。)」として取りまとめ、担当事務局に送付します。
- 11) 受審事業者は、審査人の登録審査結果について異議がある場合は、担当事務局の判定委員会に異議を申し立てることができます。
- 12) 受審事業者は、審査人からの当該登録審査に係る費用及び旅費に関する請求に基づき、直接、審査人に支払います。登録審査の標準審査工数はエコアクション21認証・登録制度実施要領別表2及び別表3に定めています。産業廃棄物処理業者等の標準審査工数は別表4に定めています。

21

## 9. エコアクション21認証・登録制度の変更点

### ◆ 審査及び認証・登録(判定)にあたってのチェック体制



22

## 9. エコアクション21 認証・登録制度の変更点

### (2) 認証・登録の基本的要件

エコアクション21 認証・登録制度実施要領2. 1項(抜粋)

エコアクション21の認証・登録を受ける事業者は、環境省が策定したガイドラインで規定する要求事項に基づき、以下の原則を満たした取組を適切に実施した上で、認定・登録された審査人による所定の審査を受審し、判定委員会の審議を経て、ガイドラインの要求事項に適合していると認められることが必要です。

- 1) 全組織・全活動を対象としてエコアクション21に取り組んでいること。
- 2) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、計画(Plan)、計画の実施(Do)、取組状況の確認・評価(Check)及び全体の評価と見直し(Action)の、PDCAサイクルの環境経営システムを適切に構築していること。
- 3) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、構築された環境経営システムを適切に運用し、維持していること(初めて認証・登録する事業者は、受審までに少なくとも3ヶ月以上、システムを運用することが必要です)。

23

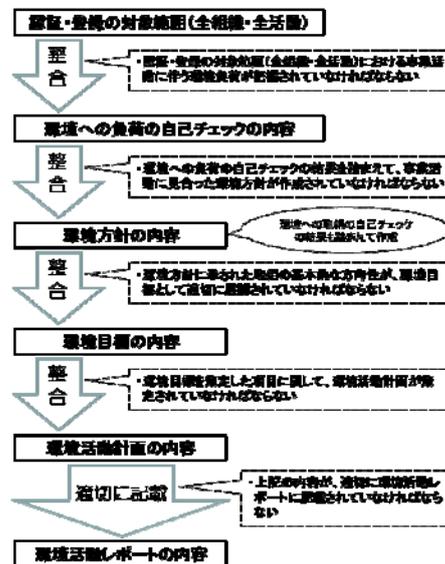
## 9. エコアクション21 認証・登録制度の変更点

- 4) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、環境負荷(二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・総排水量・化学物質使用量等)を把握し、必要な環境への取組(二酸化炭素、廃棄物の排出量の削減、水使用量、化学物質使用量の削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組等)を適切に実施していること。
- 5) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、代表者による全体の評価と見直しを行っていること。
- 6) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、環境活動レポートを定期的に(登録審査を受審する事業者は、登録審査の申込時まで)作成し、公表していること。
- 7) 事業活動の内容(業種・業態・規模)と、認証・登録の対象範囲(前組織・全活動)、環境への負荷の自己チェックの内容、環境方針・環境目標・環境活動計画の内容、環境活動レポートの内容が整合していること。

24

## 9. エコアクション21認証・登録制度の変更点

### ◆環境経営システムの整合性



認証・登録にあたっての  
原則(全体の整合性)を  
重視

25

## 9. エコアクション21認証・登録制度の変更点

### (3) 認証・登録の対象範囲

- 1) エコアクション21認証・登録制度は、**原則として法人**(株式会社、財団法人、社団法人、学校法人、特定非営利活動法人、公的法人等の法人格を有する組織)及び個人事業主等の事業者を対象とする。
- 2) エコアクション21認証・登録制度において、事業者の認証・登録の対象となる組織及び活動を「**認証・登録の対象範囲**」と言う。
- 3) 「認証・登録の対象範囲」は、事業者の**全組織、全活動**とする。全組織とは、法人における全ての組織のことであり、例えば株式会社の場合は**全社**となる。全活動とは、事業者が実際に行っている全ての事業活動のことであり、認証・登録証の「**事業活動**」欄に記載する活動の具体的な内容である。
- 4) 但し、事業所や工場が複数存在する事業者、規模が比較的大きい事業者等で、初回の認証・登録の際に**全組織・全活動**を認証・登録の対象範囲としていない場合は、**4年以内に段階的に対象範囲を拡大する方針とスケジュール**を明確にし、このことを環境活動レポートに明記することが必要である。
- 5) 認証・登録の対象範囲となるサイトは、本社所在地に所在する全ての事業所及び本社と所在地が異なる全ての事業所、施設等(規模、有人・無人は問わない)とし、その全てを「**対象事業所**」(変更前は「**関連事業所**」)として認証・登録証に記載する。
- 6) 認証・登録事業者の資産であっても、事業活動に関与しない施設等は対象事業所とはならない。また、審査実施時点で事業実態のない活動を対象範囲とすることはできない。

26

## 9. エコアクション21 認証・登録制度の変更点

### (4) 認証・登録の段階的拡大

全組織・全活動を対象として認証・登録をしていない事業者が、その認証・登録の対象範囲を段階的に拡大する場合は、認証・登録の対象範囲の拡大を次の手順で行います。

- 1)全組織・全活動を対象として認証・登録をしていない事業者は、認証・登録時の計画に基づき、認証・登録の対象範囲の拡大について、所定の書式により、中間審査又は更新審査申込時に担当事務局に申し込まなければなりません。
- 2)担当事務局は、申込内容を確認し、審査人は中間審査又は更新審査の際に、拡大する組織及び活動も含めて審査を併せて実施します。
- 3)担当事務局の判定委員会は、審査人から送付された審査報告書等により、認証・登録の対象範囲の拡大する部分も含めて認証・登録の可否を審議します。
- 4)認証・登録の対象範囲を拡大した場合、中央事務局は、事業者との間で、認証・登録契約を再締結するとともに、新たな認証・登録証を発行します。
- 5)中間審査において認証・登録の対象範囲を拡大することにより、実施要領の別表1に定める認証・登録料の従業員数の区分が変わる場合は、認証・登録事業者は、当初の区分の料金と新たな区分の料金の差額を納付して下さい。区分が変わらない場合は、実施要領別表1の附則3に定める料金を納付して下さい。
- 6)中間審査において認証・登録の対象範囲を拡大等した場合の認証・登録期間は、当初の期間の残余期間とします。

27

## 9. エコアクション21 認証・登録制度の変更点

### (5) 複数法人による一括した認証・登録

認証・登録は、法人又は個人事業主単位であるが、以下の要件を全て満たす場合は、複数法人による一括した認証・登録を行うことができる。

- 1)認証・登録を申し込んだ法人と、この法人の[会社法第2条の定義による子会社](#)による取組であること。
- 2)認証・登録を申し込んだ法人に、複数法人のエコアクション21の取組を統括する代表者及び統括事務局(以下「統括者」という。)が設置され、認証・登録の対象範囲(全組織・全活動)全体の、エコアクション21における環境経営システムの構築・運用・維持する機能・責任・権限を有していること。
- 3)認証・登録を申し込んだ法人と一括した認証・登録を行うすべての法人の間で、環境経営システムの構築・運用・維持に関して統括者の指揮・命令に従うことを文書による契約・覚書で定めていること。

28

## 9. エコアクション21 認証・登録制度の変更点

- 4) 全ての法人の認証・登録の対象範囲が全組織・全活動となっていること。但し、事業所や工場が複数存在する事業者、規模が比較的大きい事業者等で、初回の認証・登録の際に全組織・全活動を認証・登録の対象範囲としていない場合は、4年以内に段階的に対象範囲を拡大する方針とスケジュールを明確にし、このことを環境活動レポートに明記していること。
- 5) 以下の組織は、単一の組織として認証・登録を行うことはできない。
- ・工業団地で、団地内の複数法人による一括した認証の取得
  - ・事業組合及び協同組合等で、組合の会員法人による一括した認証の取得
- 6) 「対象組織が単一の法人ではない場合」として認証・登録を認めていた以下の組織については、2010年6月以後に受審する審査から4年以内に、個別の法人毎の認証・登録に切り替えることを条件として、それまでの間、例外として、今後も認証・登録を認める。
- ・製造業にあつては、すべての対象組織・サイトが同一の製品等を製造している場合
  - ・サービス業にあつては、すべての対象組織・サイトが同一の敷地内(あるいはビル内)にある場合
  - ・対象組織・サイトの全従業員数が50人以下であり、かつそれぞれの組織・サイトの従業員数が10人以下又は対象組織・サイト数が5以下の場合

29

## 9. エコアクション21 認証・登録制度の変更点

### (6) 業種別ガイドラインの適用

- 産業廃棄物処理業者、一般廃棄物処理業者、再生資源の収集・処理・リサイクル及び解体等を行う事業者  
適用基準: エコアクション21 産業廃棄物処理業者向けガイドライン(「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課」策定)
- 食品関連事業者(食品の製造・加工業者、食品の卸売・小売事業者及び飲食店・食事の提供を伴う事業を行う者)  
適用基準: エコアクション21 食品関連事業者向けガイドライン(「農林水産省総合食料局食品環境対策室」策定)
- 建設業  
適用基準: エコアクション21 建設業者向けガイドライン(「エコアクション21 中央事務局」策定)
- 大学等教育機関  
適用基準: エコアクション21 大学等教育機関向けガイドライン(「エコアクション21 中央事務局」策定)
- 地方公共団体  
適用基準: エコアクション21 地方公共団体向けガイドライン(「エコアクション21 中央事務局」策定)

※なお、各業種別ガイドラインは、ガイドライン2009年版に準拠し、平成22年10月を目処に改訂し、平成23年4月1日より、その移行期間を開始する予定である(移行期間は1年間を予定)。移行期間開始までの間は既存の業種別マニュアルを従前通り適用する。

30

## 9. エコアクション21 認証・登録制度の変更点

### (7) 標準審査工数表

#### ○製造業、建設業、修理工場等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所

従業員数（構成員数）	登録審査		初回の中間審査 （認証・登録後概ね1年後）		更新審査 （認証・登録後2年以内）		2回目以降の中間審査 （更新審査の概ね1年後）
	標準審査工数	うち現地審査	標準審査工数	うち現地審査	標準審査工数	うち現地審査	標準審査工数
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
31人以上60人以下	2.5人日	1.5人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1.5人日
61人以上100人以下	3人日	2人日	2.5人日	1.5人日	2.5人日	1.5人日	1.5人日
101人以上500人以下	3.5人以上	2.5人以上	3人以上	2人以上	3人以上	2人以上	2人以上
501人以上	4人以上	3人以上	3.5人以上	2.5人以上	3.5人以上	2.5人以上	3人以上

#### ○サービス業、流通業、事務所等、比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所

従業員数（構成員数）	登録審査		初回の中間審査 （認証・登録後概ね1年後）		更新審査 （認証・登録後2年以内）		2回目以降の中間審査 （更新審査の概ね1年後）
	標準審査工数	うち現地審査	標準審査工数	うち現地審査	標準審査工数	うち現地審査	標準審査工数
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
31人以上60人以下	2人日	1人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
61人以上100人以下	2.5人日	1.5人日	2人日	1人日	2人日	1人日	1人日
101人以上500人以下	3人日以上	2人日以上	2.5人以上	1.5人以上	2.5人以上	1.5人以上	1.5人以上
501人以上	4人以上	3人以上	3.5人以上	2.5人以上	3.5人以上	2.5人以上	3人以上

附則1：審査人の1人日あたりの審査費用は、50,000円/人日（消費税除く）です。  
 附則2：上記の標準審査工数は、対象事業所数が1か所の場合です。また、対象事業所が複数ある場合は、最寄りの地域事務局又は中央事務局にご相談下さい。また、業種、業態により、上記の標準審査工数以上の審査日数を要することがあります。  
 附則3：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。また、常勤の役員も含まれます。  
 附則4：審査費用は、審査の結果、ガイドラインに適合していないと判断された場合であっても必要となります。

（抜粋）エコアクション21 認証・登録制度実施要領「別表2」及び「別表3」

31

## 9. エコアクション21 認証・登録制度の変更点

#### ○産業廃棄物処理業者等

従業員数（構成員数）	収集運搬のみ		処理処分	
	標準審査工数	うち現地審査	標準審査工数	うち現地審査
30人以下	2人日	1人日	2人日	1人日
31人以上60人以下	2.5人日	1.5人日	3人日	2人日
61人以上100人以下	2.5人日以上	1.5人日以上	3人日以上	2人日以上
101人以上	3人日以上	2人日以上	3.5人日以上	2.5人日以上

附則1：審査人の1人日あたりの審査費用は、50,000円/人日（消費税除く）です。  
 附則2：上記の標準審査工数は、事業所数が1か所の場合です。  
 附則3：現地審査が2人日以上となる受審事業者の審査は、2名の審査人が分担して審査することがあります。なお、複数の審査人で審査する場合、事前打ち合わせから代表者インタビューまでは、すべての審査人が一緒に審査を行い、その後、必要に応じて部門、事業所を分担して審査することとなります。  
 附則4：従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。また、常勤の役員も含まれます。  
 附則5：審査費用は、審査の結果、ガイドラインに適合していないと判断された場合であっても必要となります。  
 附則6：中間審査及び更新審査についても、原則として登録審査と同じ工数とします。  
 附則7：一般廃棄物処理業者、再生資源の収集・処理・リサイクル等を行う事業者についても、この工数が適用されます。

（抜粋）エコアクション21 認証・登録制度実施要領「別表4」

32

## 9. エコアクション21認証・登録制度の変更点

### (8) 審査報告書における審査の判定区分の変更

旧	新
A. 適合	A. 適合
B. 適合・但し一部要改善	B. 指導事項
	C. 要改善事項
C. 不適合	D. 不適合

- ・判定区分がA～Cの3区分からA～Dの4区分へ
- ・変更後の判定区分では、A～Cは適合、Dは不適合となる。
- ・C(要改善)についても、D(不適合)と同様に、担当の審査人が作成した指摘事項是正報告書の「是正処置実施の内容」の欄に、「発生の原因」と「是正措置内容(原因の除去と再発防止策)及び是正措置完了年月日(計画の場合、実施予定時期を含む)」を記入し、代表者の署名をしたうえで、審査人に送付する(審査終了日から1ヶ月以内)。

33

## 9. エコアクション21認証・登録制度の変更点

### (9) 審査申込書(中間・更新審査)の主な変更点

#### ○業種の区分

- ・該当する事業内容に関して、区分が37区分から24区分へ変更

#### ○認証・登録の対象範囲

- ・認証・登録の対象範囲が全組織・全活動かどうかの記入欄を新設
- ・全組織・全活動でない場合は、対象範囲を拡大する際に必要事項を記入する。

#### ○環境活動レポートの発行年月日

- ・最新版の環境活動レポートの発行年月日の記入欄を新設  
→中間・更新審査の申込時における環境活動レポートの添付を廃止

34